

令和8年8月21日

【重要】福島県内における手形・小切手の原則利用停止と電子化への移行について

須賀川信用金庫(理事長 伊藤 平男)を含む福島県内に本店を置く15金融機関(別紙「15金融機関一覧」をご参照ください)では、政府・産業界・金融界が一丸となって進める「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向け、下記の通り手形および小切手の利用が原則できなくなります。

記

1. 手形・小切手振出期限の設定について

当行を含め福島県に本店を置く15金融機関では、手形・小切手の最終振出期限をそれぞれ2026年9月30日(水)と定め、既に公表しています。そのため、2026年10月1日(木)以降に振り出された手形・小切手は原則として当座勘定からの支払いはできません。

2. 振出側のお客さま

2026年10月1日(木)以降、手形・小切手を利用した代金決済等は、原則として行えなくなります。万が一、手形・小切手を振出した場合、決済処理されず(注)、他の手段で決済する必要があるとともに、振出人の信用を毀損する恐れがあります。なお、店頭での当座預金払出の取扱については各取引金融機関へお問い合わせください。

(注)…原則「0号不渡り事由」(形式的な不備が原因で決済されない事由)として処理。

3. 受取側のお客さま

2026年10月1日(木)以降に振り出された手形・小切手は現金化(資金化)を原則できなくなります。受け取った手形・小切手が現金化できないことは、資金繰りに支障が出る可能性があるため、お取引先へご相談の上、決済方法の変更をお願いします。

4. 電子的決済サービスへの早期切替えのお願い

手形・小切手の電子化は、支払側と受取側の双方にとって、管理リスクの低減や事務負担の軽減、印紙代等のコスト削減などさまざまなメリットがあります。今後の円滑な資金決済のためにも、お早めに取引のある金融機関営業店へ電子的決済サービスへの切替え等についてご相談ください。

以 上



<15金融機関一覧>

金融機関名	役職	代表者名
会津商工信用組合	理事長	菊地 武
会津信用金庫	理事長	添田 英幸
あぶくま信用金庫	理事長	太田 福裕
いわき信用組合	理事長	金成 茂
郡山信用金庫	理事長	渡邊 公靖
白河信用金庫	理事長	大高 健造
須賀川信用金庫	理事長	伊藤 平男
相双五城信用組合	理事長	梅澤 国夫
株式会社 大東銀行	取締役社長	鈴木 孝雄
株式会社 東邦銀行	頭取	佐藤 稔
二本松信用金庫	理事長	朝倉 津右工門
ひまわり信用金庫	理事長	上條 博英
株式会社 福島銀行	取締役社長	鈴木 岳伯
福島県商工信用組合	理事長	須佐 真子
福島信用金庫	理事長	梅津 実明

(50音順)

紙の手形・小切手 利用廃止へ

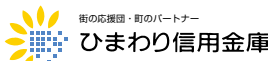
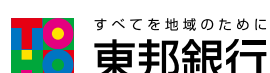
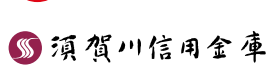
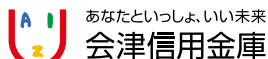


2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

**【注意！】金融機関によっては最終振出期限を設定しており、
10月1日以降、原則当座勘定からの支払いができなくなります。**

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)



Q

2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

A

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒しで手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や最終振出期限の設定等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。



Q

電子的決済サービスには 何があるの？

A

でんさい等の電子記録債権や
インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負担軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化の
メリット

- | 1 | コスト削減 | 2 | 事務負担軽減 | 3 | リスク低減 |
|---|---------|---|------------|---|---|
| | ✕ 郵送料 | | ✕ 現物管理 | | ☒ 紛失・盗難の
心配がなく、
災害に強い |
| | ✕ 印紙代 | | ✕ 手書き・ゴム印 | | |
| | ✕ 取立手数料 | | ✕ 印紙・押印・発送 | | |

Q

電子的決済サービスの導入は 難しくないの？

A

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1

金融機関へ
ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や
資金繰り支援等のサポートを
行っている金融機関もあり

STEP 2

取引先へ
ご案内



でんさい等の電子記録債権・
インターネットバンキングによる
振込等への切替えを案内

STEP 3

社内の
導入準備



事務手続きや管理手順の見直し
を行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

